

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正に伴う運送要件等の変更概要について

2022年12月28日に船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正が公布され、2023年1月1日から施行されることとなりました。つきましては、これに伴って変更される個品危険物（放射性物質等を除く。）の海上運送要件等について、その概要をお知らせします。

1. 表示関係

(1) 危険物に該当しないリチウム電池への表示の変更

別表第1備考10の特別規定SP188の表示が下表のように改正されました。

	新	旧
SP188		
	<p>注2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて国連番号を記入すること。</p>	<p>注2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて国連番号を、<del>一**</del>に追加情報問い合わせのための電話番号を記入すること。</p>

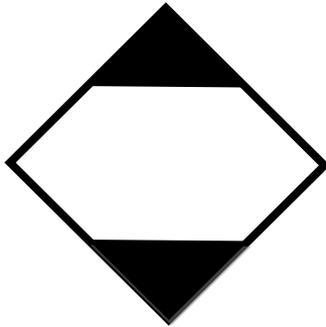
表 別表第1備考10 SP188の新旧対照

この改正によって危険物に該当しないリチウム電池への表示に求められていた、追加情報問い合わせのための電話番号は不要になりました。

ただし、上述の追加情報問い合わせのための電話番号の記入については、改正後のSP188の注2の規定にかかわらず、2026年（令和8年）12月31日までの間は、改正前の方法で表示することができます。

## (2) 少量危険物用表示への変更

第四号様式少量危険物用表示の図に部分ごとの色彩を示す表が追記されました。



部 分	色 彩
地	白又は表示が見やすい色
線	黒
記 号	黒

- 注1 ふちの線の太さは2ミリメートル以上とする。ただし、危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、1ミリメートル以上として差し支えない。
- 2 一辺の大きさは、10センチメートル（コンテナに付す場合にあつては25センチメートル）以上とする。ただし、危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、5センチメートル以上として差し支えない。
- 3 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）第23号の規定による場合にあつては、同告示第7号様式を使用して差し支えない。

図 第4号様式（第7条の4、第10条の3、第16条の2関係）少量危険物用表示

## 2. 危険物リスト（別表第1）関係

### (1) 新規危険物の追加

今回の改正で別表第1に1つの危険物が追加されました。

国連番号	品名		分類	項目	等級	容器等級
	日本語名	英語名				
3550	水酸化コバルト（II）粉末P （呼吸域粒子を10%以上含むものに限る）	COBALT DIHYDROXIDE POWDER, containing not less than 10% respirable particles	毒物類	毒物	6.1	I

表 新規に追加された危険物の国連番号、品名、分類等

また別表第1備考1に掲載されている自己反応性物質及び有機過酸化物に該当する化学物質が合計4種類追加されました。

### 別表第1備考1(2) 自己反応性物質

国連番号	品名	化学名		収納方法	管理温度	非常温度	備考
		日本語名	英語名				
3230	自己反応性物質 F （固体）	(7-メトキシ-5-メチルベンゾチオフェン-2-イル) ボロン酸 （濃度が88質量%以上100質量%以下のものに限る。）	(7-METHOXY-5-METHYL-BENZOTHIOPHEN-2-YL) BORONIC ACID (88%-100%)	OP7			(11)

別表第1備考1(3) 有機過酸化物

国連番号	品名	化学名		収納方法	管理温度	非常温度	備考
		日本語名	英語名				
3105	有機過酸化物 D (液体)	ターシャリーブチルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が 62 質量%以下のもの であって、38 質量%以上の希 釈剤 B を含むものに限る。)	tert-BUTYLPEROXY ISOPROPYLCARBONATE (≒62%, Diluent type B≒ 38%)	OP7			
3107	有機過酸化物 E (液体)	アセチルアセトンパーオキサ イド (濃度が 35 質量%以下のもの であって、57 質量%以上の希 釈剤 A を含み、かつ、8 質量% 以上の水を含むものに限る。)	ACETYL ACETONE PEROXIDE (≒35%, Diluent type A ≒57%, Water≒8%)	OP8			(32)
3117	有機過酸化物 E (液体) (温度管理が必要なもの)	ターシャリーヘキシルパーオ キシピバレート (濃度が 52 質量%以下のもの であって、水中で分散安定化し たものに限る。)	tert-HEXYL PEROXYPIVALATE (≒52% as a stable dispersion in water)	OP8	+15°C	+20°C	

(2) 統合された危険物

国連番号 1169 抽出香料液 (精油) 容器等級 II 及び III は、それぞれ国連番号 1197 抽出香料液 (着香料) 容器等級 II 及び III に統合され、品名の日本語名は抽出香料液[着香料][精油]となり、英語名は EXTRACTS, LIQUID, for flavour or aroma に変更されました。

このふたつの国連番号の統合に関する改正には経過措置が設けられており、2023 年 (令和 5 年) 12 月 31 日までは、これまでどおりの運用を行うことができます。

2022 年 12 月 31 日まで

国連番号	品名		分類	項目	等級	容器等級
	日本語名	英語名				
1169	抽出香料液 (精油)	EXTRACTS, AROMATIC, LIQUID	引火性液体類	-	3	II
1169	抽出香料液 (精油)	EXTRACTS, AROMATIC, LIQUID	引火性液体類	-	3	III
1197	抽出香料液 [着香料]	EXTRACTS, FLAVOURING, LIQUID	引火性液体類	-	3	II
1197	抽出香料液 [着香料]	EXTRACTS, FLAVOURING, LIQUID	引火性液体類	-	3	III

2023 年 1 月 1 日から (ただし 2023 年 12 月 31 日までは、これまでどおりの運用も可能)

国連番号	品名		分類	項目	等級	容器等級
	日本語名	英語名				
1197	抽出香料液 [着香料][精油]	EXTRACTS, LIQUID, for flavour or aroma	引火性液体類	-	3	II
1197	抽出香料液 [着香料][精油]	EXTRACTS, LIQUID, for flavour or aroma	引火性液体類	-	3	III

### (3) 分類が変更になった危険物

国連番号 1891 臭化エチル[プロモエタン]容器等級 II は、分類が毒物類（等級 6.1）から引火性液体類（等級 3）に変更され、副次危険性等級として 6.1 が付されました。

2022 年 12 月 31 日まで

国連番号	品名		分類	項目	等級	副次危険性等級	容器等級
	日本語名	英語名					
1891	臭化エチル [プロモエタン]	ETHYL BROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	II

2023 年 1 月 1 日から

国連番号	品名		分類	項目	等級	副次危険性等級	容器等級
	日本語名	英語名					
1891	臭化エチル [プロモエタン]	ETHYL BROMIDE	引火性液体類	-	3	6.1	II

### (4) 隔離上の分類に関する SGG1a 酸類（強酸）の SGG1 酸類への統合

隔離の欄に掲載されていた酸類（強酸）を示す SGG1a の記号は、酸類を示す SGG1 の記号に統合されました。これによって隔離の欄の SGG1a は SSG1 に置き換えられ、備考 8 の強酸からの隔離を示す SG75 は削除されました。また備考 9（1）の酸類を掲載した表中の強酸を示す 21 個の \* が削除されました。

## 3. 容器関係

### IBC 容器の使用制限

輸送中高温になった場合に一定以上の蒸気圧となる液体の危険物に対して、IBC 容器の使用に制限が設けられました。今後コンテナ収納検査等で、液体を輸送する IBC 容器については所定の温度での蒸気圧を事前に確認させていただくことがございますのでご協力をお願いします。

#### 第 7 条第 5 項

液体を収納する IBC 容器は、50°C で圧力 110 キロパスカルを超える蒸気圧又は 55°C で圧力 130 キロパスカルを超える蒸気圧を持つ危険物の容器として使用してはならない。ただし、別表第 1 の国連番号の欄に 2672 と掲げられている危険物を収納する IBC 容器については、この限りでない。

#### 4. 書類関係

(1) 危険物明細書への管理温度及び非常温度の記載に関する改正  
危険物明細書の記載事項が以下のとおり改正され、第3条第2項ただし書の規定により「温度管理が必要」若しくは「TEMPERATURE CONTROLLED」を品名に付している危険物（温度管理により安定化された状態で運送される危険物）も、危険物明細書への管理温度及び非常温度の記載が必要になりました。

第14条の3第1項第一号リ

第3条第2項ただし書の規定により『温度管理が必要』若しくは『TEMPERATURE CONTROLLED』を品名に付している危険物、別表第一の品名の欄に『(温度管理が必要なもの)』が掲げられている危険物又は自己加速重合温度が摂氏50度（ポータブルタンクに収納される場合にあっては、摂氏45度）以下の危険物を運送する場合にあっては、管理温度及び非常温度

#### 5. その他

- (1) 当資料は、今回の改正内容のうち、実輸送に影響が大きいと考えられる変更を抜粋し、その概要を解説したものであり、改正内容を網羅したものではありません。実輸送にあたっては必ず最新の規則をご確認ください。
- (2) 今改正内容が取り入れられた規則書の出版は、海文堂出版発行の新訂版冊子21訂版及び成山堂書店発行の加除式追加とともに、例年3月頃に行われています。それまでの期間の輸送要件等は、改正された部分については令和4年12月28日付官報（号外第280号）をご確認ください。
- (3) 収納検査オンライン申請システムは、2023年1月1日から新しい危険物リスト（経過措置対応版）を適用します。

ご不明な点は下記連絡先又は最寄りの検査事業所までお問合せください。

一般財団法人 新日本検定協会  
ケミカル・エネルギーグループ 安全環境室  
TEL： 03-3449-2818 / メールアドレス：[ankanml-he@shinken.or.jp](mailto:ankanml-he@shinken.or.jp)